

議事日程第14号

第4回大阪狭山市議会定例会議事日程 平成24年(2012年)11月30日午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 発議第15号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 発議第16号 | 議会定例会の会期を定めることについて |
| 日程第3 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第4 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |
| 日程第5 | 議案第70号 | 専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)の専決処分〕 |
| 日程第6 | 議案第71号 | 大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例について |
| 日程第7 | 議案第72号 | 大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第73号 | 大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第74号 | 大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第75号 | 大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第76号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第12 | 議案第77号 | 土地改良事業の施行について |
| 日程第13 | 議案第78号 | 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の障害者支給判定審査会共同設置に関する協議について |
| 日程第14 | 議案第79号 | 平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について |

- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市介護保険特別会計
(事業勘定)補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会
計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会
計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 1 8 報告第 9 号 平成 2 4 年度(2012年度)財団法人大阪狭山市文化振興
事業団事業会計決算報告について

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第81条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

6番 鳥山 健

7番 薦田 育子

発議第16号

議会定例会の会期を定めることについて

平成24年(2012年)12月議会定例会の会期を下記のとおり定めることについて、大阪狭山市議会会議規則(昭和62年大阪狭山市議会規則第1号)第5条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

平成24年(2012年)11月30日～同年12月21日

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住 所 大阪府大阪狭山市東菜莢木一丁目602番地の5

氏 名 川 口 眞 子

昭和16年10月17日生

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

住 所 大阪府大阪狭山市狭山二丁目2402番地

氏 名 新井宏子

昭和19年7月30日生

議案第70号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算について

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計予算は、歳入歳出の増加に伴いこれを補正する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により別添平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第4号)のとおり専決処分する。

平成24年(2012年)11月16日

大阪狭山市長 吉田友好

議案第71号

大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に
関する条例について

大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項に基づき、大阪狭山市の設置する公共下水道の構造の技術上の基準については、法その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第3条 公共下水道の排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)の構造の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

堅固で耐久力を有する構造とすること。

コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。

流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が

講じられていること。

暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

第4条 前条の規定は、次の各号に掲げる公共下水道については、適用しない。

工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する排水施設で第3条の規定に適合しないもの(その適合しない部分に限る。)については、これらの規定は、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の日以後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手した排水施設の当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

議案第72号

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条
例の一部を改正する条例について

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市証人等に対する実費弁償に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定
数を定める条例及び報酬並びに費用弁償支給条
例の一部を改正する条例について

大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び報酬並びに費用
弁償支給条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例及び報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例(平成18年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「大阪狭山市障害程度区分認定審査会」を「富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「大阪狭山市障害程度区分認定審査会」を「富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会」に、「15人」を「25人」に改める。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

第2条 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表障害程度区分認定審査会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第74号

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する
条例について

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

大阪狭山市立総合体育館条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市立総合体育館条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市立総合体育館条例(昭和60年大阪狭山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考7までを1ずつ繰り上げる。

(大阪狭山市立池尻体育館条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市立池尻体育館条例(平成9年大阪狭山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考7までを1ずつ繰り上げる。

(大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市立ふれあいスポーツ広場条例(平成6年大阪狭山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表の の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考6までを1ずつ繰り上げる。

(大阪狭山市立野球場条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市立野球場条例(昭和61年大阪狭山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表の の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考5までを1ずつ繰り上げる。

別表の の表の備考中「から備考4まで」を「及び備考2」に改める。

(大阪狭山市立市民総合グラウンド条例の一部改正)

第5条 大阪狭山市立市民総合グラウンド条例(平成7年大阪狭山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表の の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考6までを1ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条から第 5 条までの規定による改正後のそれぞれの条例の別表の規定による使用料の額の決定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第75号

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条
例について

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

大阪狭山市消防手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号から第5号までを次のように改め、第6号から第8号までを削る。

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務に関する手数料については、別表第1に定める金額を徴収する。

大阪狭山市火災予防条例（昭和37年大阪狭山市条例第8号）に基づく事務に関する手数料については、別表第2に定める金額を徴収する。

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関する手数料については、別表第3に定める金額を徴収する。

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務に関する手数料については、別表第4に定める金額を徴収する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務に関する手数料については、別表第5に定める金額を徴収する。

第4条の見出し中「不還付」を「還付」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を還付することができる。

別表中「別表（第2条関係）」を「別表第1（第2条関係）」に、「消防の事務に関する手数料」を「消防法関係手数料」に、「手数料の額」を「金額」に改め、同表の項中「変更の許可」を「法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備の変更の許可」に、「の区分に従い」を「の項の中欄に掲げる区分に応じ」に、「額と同一の額」を「金額に相当する金額」に改め、同項を同表の項とし、同表の項中「設置の許可」を「法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可」に改め、同項を同表の項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第11条 第5項ただ	5,400円
----------------	--------

	し書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査	
--	---------------------------------------	--

別表 の項を次のように改め、同項を同表 の項とする。

	法第11条第5項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査	設置の許可に係る完成検査	の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
		変更の許可に係る完成検査	の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額

別表 の項中「変更の許可」を「法第11条第1項後段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備の変更の許可の申請に対する審査」に、「(1)の区分に従い」を「 の項の中欄に掲げる区分に応じ」に、「2分の1の額」を「金額の2分の1に相当する金額」に改め、同項を同表 の項とする。

別表(1)の項中「設置の許可」を「法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査」に改め、同項を同表 の項とし、同項の前に次の1項を加える。

(1)	消防法（以下この表において「法」という。）第10条第1項ただし書の規定に基づく仮貯蔵又は仮取扱いの承認の		5,400円
-----	--	--	--------

申請に対する審査	
----------	--

別表に備考として次のように加え、同表を別表第1とする。

備考 この表の右欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第1の次に次の4表を加える。

別表第2（第2条関係）

大阪狭山市火災予防条例関係手数料

事 務	区 分		金 額
大阪狭山市火災予防条例第47条の規定に基づくタンクの水張検査又は水圧検査	水張検査	タンクの容量が10,000リットル以下の場合	6,000円
		タンクの容量が10,000リットルを超える場合	11,000円
	水圧検査	タンクの容量が600リットル以下の場合	6,000円
		タンクの容量が600リットルを超え10,000リットル以下の場合	11,000円
		タンクの容量が10,000リットルを超え20,000リットル以下の場合	15,000円
		タンクの容量が20,000リットルを超える場合	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

備考 この表の右欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第3（第2条関係）

火薬類取締法関係手数料

事 務	区 分	金 額
-----	-----	-----

(1)	火薬類取締法(以下この表において「法」という。)第3条の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請に対する審査		220,000円
	法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	競技用紙雷管のみの販売営業	25,000円
		その他の販売営業	110,000円
	法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可の申請に対する審査	火薬庫の設置又は移転	73,000円
		火薬庫の構造又は設備の変更	8,300円
	法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査	火薬類の製造施設の完成検査	41,000円
		火薬庫の設置又は移転の工事	41,000円
		火薬庫の構造又は設備の変更の工事	23,000円
	法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請に対する審査	火薬類の譲渡し	1,200円
		火薬類の譲受け 火工品のみ	2,400円
		火薬類の譲受け その他のもの 火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合	3,500円
		火薬類の譲受け その他の場合	6,900円
	法第25条第1項の規定に基づく火薬類の消費の許可の申請に対する審査	煙火の消費	7,900円
	法第35条第1項の規定に基づく特定施設又は火薬庫に係る保安検査		41,000円

備考

- 1 この表の左欄に掲げる事務を申請する者が国である場合にあっては、同表中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。
- 2 この表の右欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第4（第2条関係）

高圧ガス保安法関係手数料

	事 務	区 分	金 額	
(1)	高圧ガス保安法(以下この表において「法」という。)第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する者(移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)	設備の処理容積(圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、の項及びの項において同じ。)が10,000,000立方メートル以上の場合	560,000円
			設備の処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の場合	340,000円
			設備の処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の場合	220,000円
			設備の処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の場合	140,000円
			設備の処理容積が25,000立方メートル以上100,000立	110,000円

	方メートル未満の場合	
	設備の処理容積が 5,000立方メートル以上 25,000立方メートル未満の場合	86,000円
	設備の処理容積が 1,000立方メートル以上 5,000立方メートル未満の場合	68,000円
	設備の処理容積が 200立方メートル以上1,000 立方メートル未満の場合	54,000円
	設備の処理容積が 100立方メートル以上200立方 メートル未満の場合	31,000円
法第5条第1項第1号に該当する者 であって移動式製造設備のみを使用して 高圧ガスの製造をするもの	設備の処理容積が 10,000,000立方メートル以上 の場合	91,000円
	設備の処理容積が 5,000,000立方メートル以上 10,000,000立方メートル未満 の場合	75,000円
	設備の処理容積が 1,000,000立方メートル以上 5,000,000立方メートル未満 の場合	60,000円

設備の処理容積が 500,000立方 メートル以上 1,000,000 立方メートル未満 の場合	44,000円
設備の処理容積が 100,000立方 メートル以上 500,000立 方メートル未満の 場合	27,000円
設備の処理容積が 25,000立方 メートル以上 100,000立 方メートル未満の 場合	21,000円
設備の処理容積が 5,000立方 メートル以上 25,000立方 メートル未満の場 合	16,000円
設備の処理容積が 1,000立方 メートル以上 5,000立方 メートル未満の場 合	13,000円
設備の処理容積が 200立方メー トル以上1,000 立方メートル未満 の場合	11,000円
設備の処理容積が 100立方メー トル以上200立 方メートル未満の 場合	7,400円

		法第5条第1項第2号に該当する者	設備の冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円
			設備の冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円
			設備の冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円
			設備の冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円
			設備の冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円
	法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査	法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	370,000円
			変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して	220,000円

1,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満 増加する場合	
変更後の処理容積 が変更前の処理容積 に比して 500,000立方 メートル以上 1,000,000 立方メートル未満 増加する場合	150,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容積 に比して 100,000立方 メートル以上 500,000立方 メートル未満増 加する場合	93,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容積 に比して 25,000立方 メートル以上 100,000立方 メートル未満増 加する場合	69,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容積 に比して 5,000立方 メートル以上 25,000立方 メートル未満増 加する場合	61,000円
変更後の処理容積 が変更前の処理容積 に比して 1,000立方	57,000円

	メートル以上 5,000立方 メートル未満増加 する場合	
	変更後の処理容積 が変更前の処理 容積に比して 200立方メート ル以上1,000 立方メートル未満 増加する場合	39,000円
	変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して200 立方メートル未満 増加する場合	26,000円
	その他の場合	16,000円
法第5条第1項 第1号に該当す る同項の許可を 受けた者であっ て移動式製造設 備のみを使用し て高圧ガスの製 造をするもの	変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して 10,000,000 立方メートル以上 増加する場合	65,000円
	変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して 5,000,000 立方メートル以上 10,000,000 立方メートル未満 増加する場合	53,000円
	変更後の処理容積 が変更前の処理容 積に比して 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満 増加する場合	44,000円
	変更後の処理容積	31,000円

が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	18,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	14,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	12,000円
変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合	9,200円
変更後の処理容積が変更前の処理	8,200円

	容積に比して 200立方メートル以上1,000 立方メートル未満 増加する場合	
	変更後の処理容積 が変更前の処理容積 に比して200 立方メートル未満 増加する場合	5,100円
	その他の場合	3,200円
法第5条第1項 第2号に該当す る同項の許可を 受けた者	変更後の冷凍能力 が変更前の冷凍能 力（当該変更が設 備の全部又は一部 を撤去し、当該撤 去する設備に代え て新たに設備を設 置するものである 場合にあつては、 変更前の冷凍能力 から当該撤去する 設備に係る冷凍能 力を控除した能 力。以下この項に おいて同じ。）に 比して3,000 トン以上増加す る場合	69,000円
	変更後の冷凍能力 が変更前の冷凍能 力に比して 1,000トン以 上3,000トン 未満増加する場合	62,000円
	変更後の冷凍能力 が変更前の冷凍能 力に比して300 トン以上 1,000トン未 満増加する場合	55,000円

		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合	38,000円
		変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合	30,000円
		その他の場合	16,000円
	法第16条第1項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		25,000円
	法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査	変更後の貯蔵容積(貯蔵することができる高圧ガスの容積をいう。)が変更前の貯蔵容積(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の貯蔵容積から当該撤去する設備に係る貯蔵容積を控除した容積)に比して増加する場合	14,000円
		その他の場合	11,000円
	法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	高圧ガスの製造のための施設	(1)の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37

			<p>条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)</p>
		第一種貯蔵所	18,750円
<p>法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査</p>	高圧ガスの製造のための施設		<p>の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)</p>
	第一種貯蔵所		<p>の項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額</p>
<p>法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査</p>	<p>法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者(移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。)</p>	<p>設備の処理容積が10,000,000立方メートル以上の場合</p>	610,000円
		<p>設備の処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000</p>	370,000円

立方メートル未満の場合	
設備の処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の場合	25,000円
設備の処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の場合	150,000円
設備の処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の場合	120,000円
設備の処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の場合	95,000円
設備の処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の場合	75,000円
設備の処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の場合	60,000円
設備の処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の場合	33,000円

	合	
法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	設備の処理容積が10,000,000立方メートル以上の場合	95,000円
	設備の処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の場合	80,000円
	設備の処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の場合	64,000円
	設備の処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の場合	47,000円
	設備の処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の場合	31,000円
	設備の処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の場合	22,000円
	設備の処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の場合	20,000円

		合	
		設備の処理容積が 1,000立方メートル以上5,000 立方メートル未満 の場合	15,000円
		設備の処理容積が 200立方メートル以上1,000立 方メートル未満の 場合	12,000円
		設備の処理容積が 100立方メートル 以上200立方 メートル未満の場 合	7,700円
	法第5条第1項第 2号に該当する同 項の許可を受けた 者	設備の冷凍能力が 3,000トン以上 の場合	120,000円
		設備の冷凍能力が 1,000トン以上 3,000トン未満 の場合	95,000円
		設備の冷凍能力が 300トン以上 1,000トン未満 の場合	76,000円
		設備の冷凍能力が 100トン以上 300トン未満の 場合	60,000円
		設備の冷凍能力が 20トン以上 100トン未満の 場合	42,000円
	法第50条第3項 の規定に基づく容 器検査所の登録又 は登録の更新の申 請に対する審査		16,000円

法第54条第2項の規定に基づく容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	1本につき	1,400円
---	-------	--------

備考

- 1 この表の左欄に掲げる事務を申請する者が国である場合にあっては、同表中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。
- 2 この表の右欄に掲げる金額は、同表の中欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第5（第2条関係）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料

事務	区分	金額
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査		31,000円
法第3条の2第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に供する事務	謄本の交付 1通につき	630円
	閲覧 1回につき	460円
法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定の申請に対する審査		6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額に34,000円を加算した金額
法第32条第1項		6,900円に保安

	の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査		業務区分の数を乗じて得た額に14,000円を加算した金額
	法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査		6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額に20,000円を加算した金額
	法第35条の6第1項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査	当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合	55,000円
		当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
		当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	110,000円
	法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
	法第37条の2第1項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査		17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額
	法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成	法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高压ガス保安法第20条

<p>検査</p>		<p>第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
	<p>法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>法第37条の4第1項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充てんの許可の申請に対する審査</p>		<p>28,000円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>法第37条の4第3項において準用</p>		<p>19,000円に変更に係る充てん</p>

する同法第 3 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査		設備の数を乗じて得た金額
法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する同法第 3 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく充てん設備の完成検査	法第 3 7 条の 4 第 1 項の許可に係る充てん設備の完成検査	3 6 , 0 0 0 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
	法第 3 7 条の 4 第 3 項において準用する同法第 3 7 条の 2 第 1 項の許可に係る充てん設備の完成検査	2 7 , 0 0 0 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
法第 3 7 条の 6 第 1 項の規定に基づく充てん設備の保安検査		2 7 , 0 0 0 円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

備考 この表の右欄に掲げる金額は、同表の中欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては 1 件についての金額とする。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

1 無償譲渡する財産

(1) 建物

所在地 大阪狭山市山本中353番地の2

種別 旧山本幼稚園園舎

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

建築面積 538平方メートル

(2) プール、遊具その他の工作物

(3) 立木

2 譲渡の相手方

大阪狭山市池尻中一丁目12番8号

社会福祉法人光久福社会

理事長 辻 光治

土地改良事業の施行について

土地改良事業を下記のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第88条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

記

- 1 事業名 農業用施設災害復旧事業（下池堤体災害復旧工事）
- 2 事業箇所 大阪狭山市池之原三丁目地内
- 3 事業概要 工事延長 8メートル
ふとん簞（2段積） 延長 8メートル
盛土工（土羽） 面積 33平方メートル

議案第78号

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町
及び千早赤阪村の障害者支給判定審査会共同設置に関
する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、障害者支給判定審査会を共同設置することについて、次のとおり関係市町村と協議するため同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会共同設置規約

(共同設置する市町村)

第1条 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村(以下「関係市町村」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条に規定する市町村審査会を共同して設置するものとする。

(名称)

第2条 この市町村審査会は、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村障害者支給判定審査会(以下「判定審査会」という。)という。

(執務場所)

第3条 判定審査会の執務場所は、大阪府富田林市寿町二丁目6番1号南河内府民センタービル内とする。

(委員の定数)

第4条 判定審査会の委員の定数は、25人以内とする。

(委員の選任方法)

第5条 判定審査会の委員は、関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)が協議により定める候補者について、富田林市長が選任する。

2 判定審査会の委員に欠員が生じ、後任者を選任するときは、富田林市長は、速やかにその旨を関係市町村長(富田林市長を除く。第8条、第9条及び第11条第2項において同じ。)に通知するとともに、前項の例によりこれについても選任するものとする。

(負担金)

第6条 判定審査会に要する経費は、関係市町村が負担し、負担すべき額は、関係市町村長の協議により定めるものとする。

2 関係市町村(富田林市を除く。第11条第1項において同じ。)は、前項の規定による負担金を富田林市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付時期については、関係市町村長が協議により定める。

(予算)

第7条 判定審査会に関する富田林市の予算は、これを特別会計とする。

(決算報告)

第8条 富田林市長は、判定審査会に関する決算を富田林市議会の認定に付したときは、当該決算を関係市町村長に報告しなければならない。

(監査)

第9条 判定審査会に関する会計の監査があったときは、富田林市長は、その結果を関係市町村長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他規程)

第10条 判定審査会の事務の管理及び執行に関する条例、規則並びにその他規程については、富田林市の例による。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則並びにその他規程)

第11条 富田林市は、判定審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則並びにその他規程を制定又は改廃する場合には、あらかじめ関係市町村と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則及びその他規程を、富田林市が制定又は改廃したときは、関係市町村長は当該条例、規則及びその他規程を公表しなければならない。

(庶務)

第12条 判定審査会の庶務は、富田林市において行うものとする。

(規則への委任)

第13条 法令及びこの規約に定めるもののほか、判定審査会に関し必要な事項は、富田林市の規則で定める。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、判定審査会の共同設置に関し必要な事項は、関係市町村長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第79号

平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正
予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度(2012年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

平成24年(2012年)11月30日提出

大阪狭山市長 吉田友好

議案第 80 号

平成 24 年度(2012 年)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)補正予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、平成 24 年度(2012 年)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 24 年(2012 年)11 月 30 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 8 1 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市東野財産区特別会計補正予算(第 3 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 3 0 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

議案第 8 2 号

平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第 2 号)を別案のとおり提出する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 3 0 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好

平成 2 4 年度(2012年度)財団法人大阪狭山市文化
振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、平成 2 4 年度(2012年度)財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

平成 2 4 年(2012年) 1 1 月 3 0 日提出

大阪狭山市長 吉 田 友 好